



新日本石油
Your Choice of Energy

NEWS RELEASE

新日本石油株式会社 広報部広報グループ 〒105-8412 東京都港区西新橋一丁目3番12号 TEL (03)3502-1124

www.eneos.co.jp

2006年11月1日

記者各位

税務調査によるヘッジ取引への更正について

当社（社長：西尾 進路）は、本日、東京国税局より、当社が行っているヘッジ取引についての更正通知を受領いたしました。

当社は、需要家等にT E S（Total Energy System：A重油や灯油による電熱エネルギー供給システム）により発電した電力、または発電に必要なA重油等を長期間固定した価格で販売する事業（以下、「T E S事業等」という。）を行っております。当該事業では、固定販売価格にて契約されているため、製造原価である原油価格の変動リスクを当社が負うことになることから、当社は原油価格変動リスクをヘッジし、キャッシュフローを固定化することを目的としたスワップ取引（原油数量で年間約25万KL：当社の年間販売数量の約0.4%相当）を行っております。

更正通知は、このスワップ取引は原油価格変動による損失を減少させるために有効ではないとの判断を理由に、取引を期末時点ですべて決済したものとみなして算出した利益に課税するというものです。更正された所得金額は2005年3月末時点のみなし利益（期間損益）284億円であり、追徴税額は法人税その他を含め、合計約125億円と試算しております。

当社は、当該スワップ取引は、

（1）金融機関等との間において、約定した数量の原油代を長期間固定した価格で当社が毎月支払い、同時に同数量の原油代として、各月の全国平均輸入原油価格を当社が受け取る契約内容となっております。その当社の受取額は、当社が産油国から実際に輸入する同時期、同数量の原油の支払代金に相当します。したがって、両者は相殺される関係にあり、このスワップ取引で約定した長期固定価格で原油を購入するという効果が得られておりますこと

（2）T E S事業等の実需取引の範囲で行われておりますことから、明らかに原油価格変動リスクに対する有効なヘッジ取引であり、これを有効ではないとする東京国税局の更正処分には合理性がないと考えております。

したがって、当社は今後、法令に則り、この更正処分の取り消しを求めてまいる所存であります。

以上